

賃貸借（ファイナンスリース）契約書（案）

賃借人 地方独立行政法人市立大津市民病院（以下「甲」という。）と賃貸人
以下「乙」という。との間に、別表第1号記載の物品（以下「物品」という。）のファイナンスリースについて、次のとおり契約を締結する。

（主記）

第1条 乙は、その所有する物品を甲に賃貸し、甲は、これを賃借するものとする。

（賃貸借期間）

第2条 物品の賃貸借期間は、別表第4号記載のとおりとする。

（機器の引渡し）

第3条 乙は、令和2年6月30日までに物品の設置及び調整を完了し甲に引き渡さなければならない。

2 乙は、前項の規定による引渡しを行う場合において、物品の使用を妨げる権利又は担保物権が存在するときは、その権利を消滅させなければならない。

（保守義務等）

第4条 乙は、賃貸借期間において、物品に損傷が生じたときは、付帯の動産保険に基づき、その範囲内において直ちにその修理を行わなければならない。

2 乙は、保守及び修理に関する業務を製造元等第三者に委託することができる。

（賃借料の請求及び支払い）

第5条 物品の賃借料及びその支払方法は別表第5号記載のとおりとする。

（機器の保管等）

第6条 甲は、物品を別表第3号の保管場所において保管するものとし、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 甲は、物品の全部又は一部が滅失又はき損したときは、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。

（転貸等の禁止）

第7条 甲は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾を得たときはこの限りでない。

- (1) 物品の転貸
- (2) 本契約に基づく賃借権の譲渡
- (3) 物品の形質の変更その他著しい現状の変更
(機器の譲渡制限等)

第8条 乙は、物品を第三者に譲渡し、又は物品に係る権利を担保に供してはならない。

(公租公課)

第9条 物品に係る公租公課その他いっさいの賦課金は、乙の負担とする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しない場合において、本契約の目的を達成することができないと認めたときは、本契約を解除することができる。

- 2 乙は、甲が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。
- 3 甲の事由により、賃貸借契約を解除する場合は、未経過賃借料を乙へ支払う。

(物品の無償譲渡)

第11条 この賃貸借契約に基づく物件の賃貸借期間が満了し、甲の乙に対するすべての債務が履行された場合は、乙は甲に物件を無償譲渡するものとする。但し、前条の規定により本契約が解除されたときは、速やかに物品を乙に返還しなければならない。

(秘密保持)

第12条 乙は、本契約に係る業務を遂行するうえで知り得た甲の秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、本契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(損害賠償)

第14条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(疑義の決定)

第15条 本契約に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和2年6月16日

大津市本宮二丁目9-9

賃借人 甲 地方独立行政法人 市立大津市民病院

副理事長 若林 直樹

賃貸人 乙

別表

	品 名	型 名	数量
(1)物件	患者用マットレス 一式	モルテン製 ルフラン MRF1083	400枚
(2)製造元	株式会社 モルテン		
(3)物件設置場所	大津市本宮二丁目9番9号	独立行政法人市立大津市民病院	
(4)賃貸借期間	令和2年7月1日から令和7年6月30日まで	(60ヶ月)	
(5)賃貸借料	賃貸借料 (60ヶ月)	円	
	(うち消費税額及び地方消費税額	円)	
	月額	円	
(6)支払方法	(うち消費税額及び地方消費税額	円)	
	月払い		
	賃貸借料について、乙の発行する適法な請求書に基づき、甲が当該請求書を受理した日から30日以内に、乙の指定する口座に振り込むものとする。		
(7)遅延利息	年2.6パーセント		